国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則の一部改正

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>第１条～第７条　（略）

（小委員会）
第８条　委員会に次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。
(1)　動物実験小委員会
(2)　その他委員会が必要と認める小委員会
２　小委員会の委員長は、委員会が選出する。
３　小委員会の委員構成及び所掌事項は別表のとおりとし、委員会がこれを定める。
４　小委員会委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第９条～第11条　（略）

別表
<table>
<tr><th>小委員会名称</th><th>委員構成</th><th>所掌事項</th></tr>
<tr><td>動物実験小委員会</td><td>・農学研究院から選出された、動物実験等に関して優れた識見を有する教員　３人
・農学研究院から選出された、実験動物に関して優れた識見を有する教員　３人
・農学研究院から選出された、その他学識経験を有する教員　１人
・工学研究院から選出された、動物実験等に関して優れた識見を有する教員　１人</td><td>・動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議
・動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
・施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
・動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する</td></tr>
</table>
</td>
<td>第１条～第７条　（略）

（小委員会）
第８条　委員会に小委員会を置くことができる。

（削る）
（削る）
２　小委員会の委員は、委員会が選出する。
（削る）

３　小委員会委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第９条～第11条　（略）

（削る）</td>
<td>動物実験小委員会を動物実験委員会として設置することに伴う所要の改正</td>
</tr>
</table>

	・工学研究院から選出された、実験動物に関して優れた識見を有する教員　１人 ・その他学識経験を有する者として、小委員会が必要と認めた者	教育訓練の内容又は体制に関すること ・　自己点検・評価に関すること その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること		

附　則(令和３年４月 21 日細則第 10 号)

この細則は、令和３年４月 21 日から施行し、令和３年４月１日から適用する。